

エース設計産業株式会社

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と家庭生活を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1. 計画期間 令和4年1月1日～令和5年12月31日までの2年間

2. 内容

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

目標1：年次有給休暇の取得を推進する

【対策】

令和4年4月～ 有給休暇取得奨励日の設定

目標2：若年者に対するインターンシップ等、就業体験機会の提供を行う

【対策】

令和4年8月 長期インターンシップ（10日間）の実施

令和4年12月 短期インターンシップ（1日間）の実施

(2) 女性活躍推進法に基づく行動計画

目標3：育児・介護に関する制度の周知や情報提供を行う

【対策】

令和4年4月～ 現状把握

令和4年7月～ 制度の整備、資料の作成

令和4年10月～ 社員への周知